

駒木会会則改定について

駒木会では、制度や運用の見直しにより、スタッフとして参加しやすい仕組みづくりに取り組んでまいりました。一方、依然として限られた人員で運営せざるを得ない状況のなか、一部役員の任期(通算 10 年)という制約により、今後の運営が困難となることが想定されます。このため、会則改定で再任の制限を一部緩和(通算 10 年→連続して 10 年)することで対処したいと考えております。

【変更箇所について】

第 15 条(役員の任期)を下記の通り変更します。

現行

役員の任期は次の通りとする。

- (1) 会長 1 期 2 年、通算 10 年まで再任を妨げない。
- (2) 副会長 1 期 2 年、通算 10 年まで再任を妨げない。
- (3) 理事 1 期 2 年、再任を妨げない。
- (4) 監事 1 期 2 年、通算 10 年まで再任を妨げない。
- (5) 評議員 1 期 2 年、再任を妨げない。

2. 略

改定案 下線部が変更部分

役員の任期は次の通りとする。

- (1) 会長 1 期 2 年、連続して 10 年まで再任を妨げない。
- (2) 副会長 1 期 2 年、連続して 10 年まで再任を妨げない。
- (3) 理事 1 期 2 年、再任を妨げない。
- (4) 監事 1 期 2 年、連続して 10 年まで再任を妨げない。
- (5) 評議員 1 期 2 年、再任を妨げない。

2. 略(変更なし)

また、付則の 7 を追加します。

7.この会則改訂は、令和 5 年度駒木会総会にて承認されたため、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。